

特集・欧米労働運動の現段階

＜特集にあたって＞

今日欧米経済は深刻な同時不況に直面し、労働者の状態は悪化、失業問題も深刻化の度を増しつつある。E C統合の進展も西欧の労働者階級にむしろ否定的影響を与えているようだ。また大西洋のかなたに眼を転じて「アメリカンドリーム」の終焉による貧富の格差がますます大きなものになって、政府もこれに対して有効な手を打てないかに見える。さらに「社会主義」の崩壊もこれが決して資本主義の“勝利”・“発展”につながらないどころか、むしろ否定的な影響を及ぼしつつあるように見える。これら諸国に大量に進出している日本企業の役割が改めて問われようとしている。

こうした状況下にあって欧米の労働組合は今日どのような闘いをおこなっているのだろうか。一部の国においては運動の一定の高揚もあるようであるが、全体的に見て決して華々しいとはいえないどころか、むしろ非常に困難を抱えているように見える。だがそうした中でも各国の労働組合は、その各々の独自の闘いの途を追及しつつあるようである。

本特集は、さまざまな問題を抱える今日の欧米労働組合運動の規模を明らかにすることを課題としている。これら諸国の労働組合運動との共通の課題を見出し、追及する上で、本特集がなんらかのその役割を担い得れば幸いである。

(編集委員会)

イギリス労働運動の現段階

森原 公敏

戦後最長となった1990年春以来の不況の中で、保守党が議席を減らしながらも下院議席の過半数を維持した総選挙がおこなわれたのが92年4月9日。この条件下で勝利できなければ、労働党が政権につく可能性は将来にわたってない、といわれながら敗北した労働党は、開票直後にキノック党首が辞任を表明。3ヶ月にわたった党首選挙はなんの波乱もなく、新党首にはキノック路線の継承を主張するジョン・スミス氏が選出された。この間、シティーの大方の予想だった消費主導の経済回復は現実のものとはならず、失業増大はこの7月で連続26カ月を記録し

ている。

一言でいえば、これが現在のイギリスの政治・経済状況だが、イギリス労働運動の現状をみるにあたって、まず、このレポートを執筆している92年7月に起きた労働運動に関わる二、三の特徴的な出来事と背景にあるイギリス社会の現状を報告する。

1. 1992年のイギリス社会

その1。西暦2000年のオリンピック誘致に力を入れているマンチェスター市が、街の美化のためにおこなった道路掃除作業員20人の増員募

集に1,400人が殺到した。週給193ポンド（約47,000円）のこの職に応募した1,400人は熟練労働者をはじめ、教師、湾岸戦争に従軍した元兵士など、多彩な顔ぶれだった。

その2。イギリス資本としては最大の自動車メーカーであるローバーは20日、ヘゼルタイン貿易・産業相臨席のもと2000万ポンドを投じた最新設備のオックスフォード工場をオープンした。日本に肩を並べる最高生産性の工場との宣伝は、「日本式労働協約の導入」とのもう一つのうたい文句で補強されていた。ヘゼルタイン貿易・産業相は新技術と革新的労働様式導入を称え、会社側は「終身雇用」と引き換えに労働時間・内容の画期的な「柔軟性」が導入されると誇った。

その3。明治維新の年、1868年に結成された英国労働組合会議（TUC）は22日、その124年の歴史のなかで初めて、英産業連盟（CBI）会長が9月のTUC大会に来賓として出席し、挨拶をすると発表した。

＜大量失業の常態化＞

イギリスの失業は26カ月連続で増大していることはすでにのべたが、大量失業の問題を避けてはイギリスの現状は語れない。政府公式統計でも失業者は6月に272万人（失業率9.6%）を超えた。今後、経済回復があったとしても失業者は増大し、来年初めには300万を超えるとの経済予測はシティーも含め大方の一致するところである。

ところでイギリス政府は統計上の失業者数を抑えるため失業者の定義の変更を重ねた。この10年で31回変更されているとの研究者の指摘もあるが、82年11月まで用いられた定義でみると現在の失業者数はどうなるのか。民間団体「アンエンプロイメント・ユニット」によると、その数386万、失業率は13%にのぼる。

大量失業と同時にパート・タイム雇用が増大した。女性労働者の44.3%、全雇用の4人に1人がパートタイマーである。この傾向はこの間増大したサービス産業にとくに顕著で、たとえばイギリス最大のスーパーマーケット・チェーン「セインズベリー」の店員68,000人のうち52,000人はパートタイマーである。

＜分裂する社会＞

この結果、イギリス労働者の47%、1000万人が欧州評議会の設定する「低賃金水準」（正規雇用労働者の平均賃金の68%、91年で週給193.6ポンドに相当）を下回る低賃金労働者となっている。

6月の失業統計発表の前日に発表された、もう一つの公式統計「平均所得以下世帯：統計分析」は、こうして平均所得の半分（非公式貧困水準）以下の貧困人口が1200万人、児童の4人に1人、320万人が貧困状態にあるというイギリス社会の現実を明らかにした。貧困人口は、サッチャー政権が誕生した1979年の貧困者数500万人の2.4倍にまで拡大した。

79年から89年の間に世帯あたりの年収は平均すれば実質24%増の13,084ポンドとなったのだが、所得上位20%の世帯がこの間に平均可処分所得を28,124ポンドへと7,986ポンド増大させたのにたいし、最下位20%のそれは3,282ポンド、160ポンド減少していた（民間団体「ロー・ペイ・ユニット」調査）。イギリス社会は金持ちと持たざる者といっそうの分裂を続けている。

2. サッチャー主義の80年代と労働運動

以上が80年代を通じてすすめられた大量失業、製造業の縮小、サービス産業の拡大、パートタイム労働、女性労働者の増大、工場規模の縮小、製造産業の大都市近郊からの逃避、生産施設の海外移転などの結果、つくりだされたイギリス

特集・欧米労働運動の現段階

社会の今日の状態である。

〈減少つづける労働組合加盟人員〉

こうしたなか、労働運動に目を向けてまず目だつのは労働組合加盟人員の減少である。

6月末発表の雇用省1991年労働力調査(LFS)によると労働組合組織率は91年末で37.5%にまで低下した。サッチャー政権誕生前年の78年、組織率は54%を超えていた。

TUCが6月24日公表した数字では91年末のTUC加盟人員は776万人、この一年間で44万人の減少。最高時の79年の加盟人員1217万人からみれば441万人の減少である。70年から78年の間に加盟人員を200万人以上増大させたこととまったく対照的である。

79年から91年の間に製造業の雇用数は700万人から460万人に減少したが、同時に組織率も84年の58%から現在では40%にまで減少している。製造業でも雇用の拡大した電子産業分野の組織化に手がつけられていないことが原因の一つである。

この一年間で、新たに70万人が失業するなか、加盟72組合中57組合が加盟人員を減少させた。最大労組である運輸一般労組(TGWU)は7%減の113万人(79年208万人)。組合員を拡大しているのは公務員労組で、別の政府調査「社会動向」91年版によれば公務員労働者の組織率69%、これにたいし民間企業労働者組織率27%である。

LFSにかえってももう少し詳しくイギリス労働者の組織状況を見ると、自営業者を除く全労働者2186万人中、女性労働者は1022万人で組織率32%。男性労働者の組織率にくらべ10ポイント低い。パートタイム労働者は511万人で組織率22%。正規雇用者組織率42%のはほぼ半分にすぎない。労働者25人以上の企業では組織率47%だが、6人以下の零細企業では11%。ブルーカラー組織率41%にたいしホワイトカラー35%となる。

注目すべきは、拡大するサービス産業の中心業種の銀行・金融、証券、不動産の労働組合組織率がそれぞれ、49%、39%、45%と平均以上の高率という事実である。これにたいし、小売業分野では組織率は15%にすぎない。

〈相次ぐ労働運動規制法〉

労働運動抑圧を政権の戦略目標としたサッチャー政権は成立直後から次々と労働運動規制法を制定した。1980年雇用法、83年雇用法、84年労働組合法、88年雇用法、90年雇用法がそれぞれある。

イギリスの労働運動の歴史的背景から、イギリス労働法は労働組合にストライキ権をはじめ積極的権利を認めるのではなく、ストライキによる雇主の損害について組合や組合活動家がその賠償責任を問われることのない一連の免責権をあたえている。サッチャー政権の最初の労働運動抑圧立法は、できる限りこの労働組合の免責権を剥奪し、組合の内部問題に介入、政治活動資金の支出を規制、支援ストとピケットを制限し、クローズド・ショップを最終的に禁止するというものだった。

規制は次々に強化され、88年雇用法はスト決定を守らずピケットを超えても組合に処分されない権利を組合員に与え、90年雇用法では組合中央に、いわゆる山猫ストによる損害の賠償責任を果たしている。

メージャー政権が今年秋にも議会提出を計画している新たな法案はさらに、スト実施の7日前の通告、スト権投票の郵便投票化、一般国民にスト実施組合にたいする損害賠償要求権付与、組合費の一律「源泉」徴収の制限、組合政治活動資金支出の3年ごとの組合員による承認などを求める内容である。

サッチャー政権がもっとも成功したのは、民営化、自治体権限縮小、公共住宅払下げと労働

組合規制の4分野といわれる。英政治学者D・マーシュ氏は近著『英労働運動の新たな政治理論：労働組合の力とサッチャー主義の遺産』(D. Marsh: The New Politics of British Trade Unionism: Union Power and the Thatcher Legacy, 1992, Macmillan)で、一連の労働運動規制立法でサッチャー政権が狙ったのは、労働組合の政治的役割の消滅、労働組合にたいする政府の権威の証明、組合の「現実主義」化、職場での労使力関係の転換だったと指摘している。

＜イギリス労働組合の変化＞

50%を超える労働組合組織率と単一の全国中央組織TUCへの結集、企業の枠を超えた職業・産業別労働組合、逆に一企業複数労組と職場委員(ショップ・スチュワード)会などを特徴とするこれまでのイギリス労働組合とその運動は、大量失業、製造業の破壊と産業構造変化に加えてこれら一連の労働運動規制立法によって大きな打撃を受けた。

労働組合組織率の急激な低下についてはすでに触れたが、これは地域労組評議会の壊滅にもつながっている。イギリスでもっとも階級的なメーデー集会を開催することで有名なチェスターフィールドの地域労組評議会の実状を6月末に取材したが、衝撃的だった。

労働党左派を代表するトニー・ベン下院議員の選挙区であり、84、85年の炭坑ストの際には地域の女性たちが英雄的な支援活動を展開したこの地域にしても、地域労働者の活動を調整し支援する地域労組協議会はほぼ消滅していた。協議会は元の事務所も閉鎖され「チェスターフィールド失業センター」に緊急避難していた。このセンターの組織担当ハンプトン氏は、かつて月一回の地域評議会に各労組から30人は出席していたが、そのうち誰も参加しなくなった、と語った。「自分の組合の問題で手いっぱい」と

いうのがハンプトン氏の分析だった。

炭坑ストの後、地域労組評議会を軸に、地域の自主開発計画をつくりあげた女性団体も消滅していた。労働者が地域の政治革新を主導する体制は失われており、もっとも活発な地域労組評議会と伝え聞いていただけに落差は大きかった。

第2の変化は、とくに公営企業で一連の労組組合規制法を楯にした労働組合無視、さらに組合承認取消し(デレコグニション)。民営化、企業買収、移転、再編などをすすめる企業に多発した。労働関係控訴裁判所はことし6月、保守系大衆紙デーリー・メールが賃金交渉にかんするジャーナリスト組合(NUJ)の承認を取り消し、個人契約に変えたことに関する審査をおこない、個人契約を拒否した組合員の昇給を拒否したメール紙側の措置を認める判断を下した。組合承認取り消しは全労働者にたいするもので特定の個人への差別ではないというのが判断理由と伝えられている。

第3は、一企業一労組承認という動きである。多くの場合、単一労組にとどまらず、スト放棄、労働内容・時間・形態の柔軟化、ホワイト、ブルー・カラーの施設使用などでの同等化、労働者経営参加拡大、などの労使合意が伴っている。イギリス進出日本企業に顕著で、労組承認に当たって複数労組に企業への忠誠度を競わせる「ビューティー・コンテスト」であるとの批判が強い。トヨタのキャンバン方式も併せた場合「フレキシビリゼーション」「ジャパニゼーション(日本化)」などと指摘されている。冒頭で紹介したローパー社の新工場はイギリス企業がこれを全面的に受け入れた代表例である。

こうした状況のなかでストライキ、ピケットは大幅に減少した。昨年のストライキによる損失労働日数は100年前にこの統計が始まって以来

特集・欧米労働運動の現段階

最低といわれる。しかし、『レーバー・リサーチ』92年6月号によると、ストライキ数は1960年から69年に24,460件、70～79年が26,176件、80～89年に10,987件。80年代に消滅したわけではない。賃金をめぐるストが大幅に減少したかわり、人員確保、労働条件改善を求めているストの割合が増大した。80年代には、製造業から銀行・金融、教育、医療分野にストの中心が移り、一件あたりの規模が大きくなっている。

職場委員については最近の職場レベルの大規模全国調査がなく、現実の正確な把握は困難となっている。80年代半ばの調査では、職場委員の数は製造業では減少しているものの民間サービス業、公務員の分野で増え、全体では増大している。職場委員の企業別連合委員会という組織形態は80年当時と変わらないが、企業内複数労組の職場委員の連合という組織形態はやや減少傾向にあるといわれ、賃金交渉を含め企業レベルでの労使交渉という傾向が強まっている。しかし、前述したD・マーシュ氏はこの間のさまざまな調査を引用しながら、職場委員をめぐるこうした状況は職場での労使関係の基本的な変化を示しておらず、ここでの力関係の決定的転換というサッチャー政権の中心目標はいまだ実現されていない、という。

同氏はまた、「政府は、労組指導部は過激だが、協議の場をもてば、一般組合員がその過激方式を穏和化すると主張していたが、実際には組合員は通常、スト投票でこれを支持した。80年代に公式の広範囲のストは減少したが、短期の、しばしば非公認のストは通常のこととなった」と、一般組合員の動向を分析している。

3. 労働運動の直面する課題

〈労組の合併とTUC再編〉

各労組の組織人員減少という事態は、財政問

題の深刻化をもたらし、これまでも増して労組合併の傾向をすすめている。ことし3月にはTUC第三の大規模労組「機械工労組(AEU)」が電機・電子・通信・配管労組(EETPU)と正式に合併し、約90万人の労組AEEUが発足した。6月には自治体労組NALGOが公務員労組(NUPE)、医療労働組合(COHSE)との合併を組合大会で承認した。三労組組合員の批准投票を経て一年後に加盟人員140万人の欧州最大公務員労組が誕生する。このほか、TUC最大労組のTGWUと第二位のGMB一般労組との合併の動きも伝えられている。

TGWUなどは一般労組としてさまざまな産業の労働者を組織しているだけにとどまらず、これら労組だけでTUC全体の半数の組合員を有する。TUCの役割が改めて問われることになるが、右翼労組のAEEUは、保険・安全、教育・訓練、国際関係などにTUCの活動を限定すべきであると、TUCが労働者全体を代表して対政府交渉にあたるなどは時代遅れとなったと主張する。

たとえば全国通信労組(NCU)は、集団賃金交渉の役割ではなく、組合員にたいする法律や健康相談、組合ローンの提供などを自らの役割と規定することが膨大な未組織産業である通信分野の組織をすすめるという。賃金交渉さえ組合の役割からはずし、組合員にさまざまなアドバイスを提供することを今後の労働組合像とするこうした主張が商業マスコミにしばしば登場する一方、真のナショナル・センターとしてのTUC再編の方向での大衆的な論議はまだ、現れていない。

〈欧州統合と社会憲章〉

TUCのEC(欧州共同体)政策は1988年9月の大会ではじめて、イギリスのEC加盟を承認する方向に変わった。反ECからEC統合推進に転

換した最大の理由は EC 社会憲章だった。

労働者の移動の自由、週労働時間の短縮、パートタイム、臨時雇用労働者の地位改善、労働組合参加・不参加の自由、ストライキの権利、組合の交渉権、労働者の企業とくに多国籍企業の活動にかんする情報取得権と協議を受ける権利、労働力の特定部分、青年、障害者、定年退職者の地位の保護など、社会憲章の内容は、とくにサッチャー政権によって奪われ、拒否された労働者の権利を獲得するための有力な手段とみなされたからである。

サッチャー首相が社会憲章を「社会主義者の憲章」と非難したのは彼女ならば当然だったが、メジャー後継政権も欧州統合の基本方向を定めるマーストリヒト条約交渉のなかで、この社会憲章一条約内の社会政策章にイギリスは拘束されないとの合意を取り付けた。社会憲章は、大陸の EC 諸国とくらべはるかに後進的なイギリ

ス労働者の権利の拡大のたたかいを擁護し、象徴する意味をもつにいたった。社会憲章の全面受諾が EC 統合をめぐる政府との明確な争点となっている。

欧州統合にかんしてはまた、EC 諸国にまたがる大企業にたいする労働者の共同闘争の組織が求められている。7 月には米自動車企業フォードが工場を置く EC 6 カ国それぞれのフォード労組が初めて協議をおこない、フォードの外部下請け部品発注方針に対する共同のたたかいをすすめる方向を確認した。しかし、イギリス労働運動が最近、中央一元的ではなく企業レベルでの交渉という傾向を強めていることは、労組はフォード社と交渉するのではなく機械産業連盟と自動車産業全体の労働者の利害について交渉するというドイツなど他の EC 諸国労働者との共同闘争の発展を困難にしているといえる。

(「赤旗」ロンドン特派員)

読者のひろば

この間、初めて人間ドックに入った際、その院長先生と話す機会がありました。100床以下のレベルの病院はやっていけない、「厚生省の役人に会ったら、(そういうところは)どうやって経営しておられるのか、(こっちが)

聞きたいくらいや」という話でした。日本の医療保険も、アメリカに近づいていく現実があります。No.7(夏季号)の巻頭論文『アメリカの医療問題』は、興味深く読みました。

(井尻久嗣/京都)

本誌のとじ込みハガキにて、ご感想・ご意見をお寄せ下さい。